

財服用語の解説

用語	説明
(1) 形式収支	<p>出納閉鎖期日における当該年度中に収入された現金と支出された現金の差額を表示したものの。</p> <p>形式収支 = 歳入決算額 - 歳出決算額</p>
(2) 実質収支	<p>形式収支から事業繰越等に伴い翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた額であり、いわゆる発生主義の要素を加味して財政収支の結果をとらえたもの。</p> <p>これは、当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額いわば地方公共団体の純剰余又は純損失を意味するものであり、財政運営の状況を判断するポイントとなる。</p> <p>実質収支 = 形式収支 - 翌年度へ繰り越すべき財源</p>
(3) 単年度収支	<p>当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額であり、当該年度のみの実質的な収入と支出の差額となる。</p> <p>単年度収支 = 当該年度の実質収支 - 前年度の実質収支</p>
(4) 実質単年度収支	<p>単年度収支に当該年度に措置された黒字要素(財政調整基金積立金、繰上償還)又は赤字要素(積立金取崩し)を除外した場合単年度収支が実質的にどのようなようになったか検証するもの。</p> <p>実質単年度収支 = 単年度収支 + 財政調整基金積立額 + 地方債繰上償還額 - 財政調整基金取崩し額</p>
(5) 実質収支比率	<p>実質収支の額の適否を判断する指標であり、標準財政規模に対する実質収支額の割合で示される。実質収支が黒字の場合は正の数、赤字の場合は負の数で表されます。</p> <p>財政運営の健全性を示す指標で3%~5%程度が望ましいとされる。</p> <p>実質収支(%) = 実質収支額 ÷ 標準財政規模</p>
(6) 経常収支比率	<p>財政構造の弾力性を判断する指標であり、比率が低いほど弾力性が大きいことを示す。すなわち、人件費・扶助費・公債費等の経常的経費に地方税・普通交付税等を中心とする経常的一般財源がどの程度充当されているかを表す比率である。</p> <p>町村の場合75%を超えた場合、財政構造の硬直化がかなり進んでいると考えられる。</p> <p>経常収支比率(%) = 経常経費充当一般財源等 ÷ 経常一般財源等総額 × 100</p>
(7) 標準財政規模	<p>地方公共団体の標準的な状態で収入されるであろう一般財源の規模。</p> <p>標準財政規模 = (基準財政収入額 - 地方譲与税 - 交通安全対策特別交付金) × 100 ÷ 75 + 地方譲与税 + 交通安全対策特別交付金 + 普通交付税</p>
(8) 公債費比率	<p>公債費比率は、財政構造の弾力性を判断する指標であり、公債費に充てられる一般財源の額の標準財政規模に占める割合を表す比率である。</p> <p>この比率が10%を超えないことが望ましいとされる。</p> <p>公債費比率(%) = 当該年度元利償還金 - (元利償還金充当特定財源 + 災害復旧等に係る基準財政需要額算入公債費) ÷ 標準財政規模 - 災害復旧等に係る基準財政需要額算入公債費</p>

(9) 起債制限比率	<p>公債費比率の算定式の分母と分子から事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費を控除した算式により得られた比率の過去3カ年平均の値。</p> <p>20%を超えると一部の起債が制限される。</p>
(10) 実質公債費比率	<p>平成18年4月に地方債制度が「許可制度」から「協議制度」に移行したことに伴い導入された財政指標であり、公債費による財政負担の程度を示すもの。従来の「起債制限比率」に反映されていなかった公営企業(特別会計を含む)の公債費への一般会計繰出金、PFIや一部事務組合の公債費への負担金、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの等の公債費類似経費を算入している。</p> <p>18%以上になると地方債の発行に国の許可が必要。</p>
(11) 公債費負担比率	<p>公債費負担比率は、財政構造の弾力性を判断する指標であり、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に占める割合を表す比率である。率が高いほど、財政運営の硬直性の高まりを示す。公債費には、繰上償還や一時借入金利子に係るものも含まれる。</p> <p>15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされる。</p> <p>公債費負担比率(%) = 公債費充当一般財源 ÷ 一般財源総額</p>
(12) 財政力指数	<p>合理的かつ妥当な水準において行政を行った場合に必要とする一般財源に対して、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入等がどれだけあるかを示すもの。</p> <p>当該指数が大きくなるほど余裕があるとされる。</p> <p>(基準財政収入額 / 基準財政需要額) (過去3カ年平均)</p>
(13) 基準財政収入額	<p>普通交付税の算定に用いるもので、地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態で見込まれる税収入を一定の方法で算定したものである</p>
(14) 基準財政需要額	<p>普通交付税の算定に用いるもので、地方公共団体が合理的、かつ、妥当な水準で行政を行うための財政需要のうち、一般財源で賄うべき額を一定の方法で算定したものである。</p>
(15) 自主財源	<p>地方公共団体が自らの権能に基づいて自主的に収入するもの。</p> <p>地方税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入</p>
(16) 依存財源	<p>国や県の意思決定に基づき収入されるもの。</p> <p>地方譲与税、地方交付税、国庫支出金、県支出金、地方債</p>
(17) 義務的経費	<p>支出が義務づけられ硬直性が高い経費で、人件費、扶助費、公債費からなっている。</p>
(18) 投資的経費	<p>支出の効果が施設などのストックとして将来に残るものに支出される経費。</p>